

第3章 中国

大国外交の展開と課題

《第3章執筆者》
増田 雅之

2016年の中国外交は、「一帯一路」を旗印としてグローバルなフットプリントの拡大を図った。「一帯一路」構想は、「新常态（ニューノーマル）」環境下の中国の経済発展戦略、地域発展戦略、外交戦略という多様な側面を有するが、外交戦略上はグローバル・ガバナンスの変革を促進する構想と位置付けられている。2016年は首脳外交を通じて関係国との間でインフラ整備や金融を含む包括的な連結性の強化を図る外交姿勢が顕著となり、中国が主導して成立したアジアインフラ投資銀行（AIIB）も開業した。

アジア太平洋地域では、7月12日にフィリピンによる付託に基づいて仲裁裁判所が示した判断をめぐって、日米への中国の対抗的な姿勢が明らかになった。南シナ海における人工島建設についても、計画に沿って人工島建設を進める意向が示された。また、南シナ海では大規模な軍事演習が行われ、中国国内では南シナ海問題をめぐる米国の圧力を理由にこうした動きが正当化された。日本に対しても、6月に海軍の戦闘艦艇を尖閣諸島の接続水域に初めて入域させたほか、8月には同諸島の接続水域や日本の領海に入る政府公船を急増させるなど、新たな動きが見られた。

その一方で、東南アジア諸国連合（ASEAN）や南シナ海での係争国との関係では、経済面での実務協力を強調して、関係の安定化に努めた。フィリピンに対して、中国は10月の首脳会談で巨額の経済支援を実施することを約したほか、ベトナムとは9月の首脳会談でインフラ建設や貿易関係の発展を含む全面的で戦略的な協力パートナーシップを深化させることで合意した。

2016年は人民解放軍の機構改革が実施され、これまでの4総部や7大軍区が廃止された。解体された4総部は15の職能部門に再編成されて、中央軍事委員会に組み込まれた。各部門は党中央、中央軍事委員会、習近平中央軍事委員会主席による意思決定を実施する機関としての位置付けが明確化された一方で、習近平主席には統合作戦指揮センター総指揮との新たな肩書が付与され、中央軍事委員会主席がより幅広く軍

事や国防政策を指導する制度設計が進んだ。また、7大軍区に代わって設置された戦区を中心に統合作戦指揮改革が始まったが、人材育成や改革に伴う権限関係の未整理など、改革は初歩的段階にとどまった。

1 明確化するグローバル外交の方向性

(1) グローバル外交の主軸としての「一帯一路」構想

2016年9月末、中国共産党中央政治局はグローバル・ガバナンスの変革に関する「集団学習」を開いた。会議を主宰した習近平共産党総書記（国家主席、中央軍事委員会主席）は「国際的なパワー・バランスの消長・変化とグローバル化による課題の増加で、グローバル・ガバナンスを強化し、その変革を進めることが大勢となっている。われわれはチャンスをとらえ、情勢に逆らわず、国際秩序をより公正かつ合理的な方向へ発展させることを推し進める」と強調した¹。この取り組みとして習近平総書記が第1に掲げるのが、「一帯一路」構想の提唱と推進である。

実際、近年の中国外交、特に首脳外交は、「一帯一路」構想の実現に向けて展開されているようにみえる。例えば、2016年1月、習近平国家主席は同年の最初の外遊先としてサウジアラビア、エジプトおよびイランを選んだが、この歴訪は、グローバル・ガバナンスの変革を目指す首脳外交の空白地域を埋めるものとしても理解され、この文脈で中東地域の戦略的な重要性が中国国内で喧伝された²。習近平国家主席は続く3月にチェコ、そして6月にはセルビア、ポーランドおよびウズベキスタンを訪問したが、これらの歴訪は戦略的な協力のレベルを引き上げるものと説明された。ここで注目されるのは、これらすべての訪問に際し習近平国家主席が「一帯一路」構想に言及しているという点である。例えば、ウズベキスタン議会で講演した習近平国家主席は「一帯一路」構想の進展状況に関して、「すでに計画と配置を初歩的に完成させた」と述べた³。

ところで「一帯一路」構想とは、習近平国家主席が2013年9月のカザフスタン訪問中に打ち出した「シルクロード経済ベルト」構想と翌月訪問したインドネシアで提案した「21世紀海上シルクロード」構想が事後的に組み合わせられたものであり、中国政府によって2015年3月にその全体構想が公表された。この全体構想によれば、これはアジア・欧州・アフリカ各国・地域との連携をさらに緊密化し、互惠協力を新たな歴史的な高みに向かわせる中国のイニシアティブであるという⁴。このことから、「一帯一路」構想を中国経済の減速を背景とした経済発展戦略としてとらえる単純な見方が多いが、その目指すところはより遠大であると認識する必要がある。従って、「一帯一路」構想を視角として現在の中国外交を理解することは有効であるといえよう。そこで次に、「一帯一路」構想の多様な側面をあらためて確認する。

(2) 「一帯一路」構想の多様な側面

まず、中国の経済発展戦略としての側面を確認する。中国政府は、近年定着した中国経済減速傾向を「新常态」として、これを所与とする経済政策を策定・運営している。2016年3月の第12期全国人民代表大会(全人代)第4回会議において李克強国务院総理は、2016年の国内総生産(GDP)成長率目標を6.5~7%に設定した。前年2015年も目標をそれまでより引き下げて7.5%前後に設定していたが、2016年の目標はさらに引き下げられたのである。また、今後5年の経済政策の前提となる第13期5カ年計画期(2016~2020年)の見積もりでも、GDP潜在成長率は年平均6.2%と低く見積もられている⁵。中国経済で特に問題とされているのが、国内の過剰生産能力の調整が進まないことである。中国政府は供給側の生産調整に取り組んでいるものの、鉄鋼・製鉄産業、セメント産業、非鉄金属産業などの生産量はむしろ増えている⁶。このような状況において、「一帯一路」構想の推進に中国の過剰生産力調整効果を期待する意見が国内の経済専門家の間で強まっている⁷。こうした状況下で習近平国家主席は、2016年8月に開かれた「一帯一路建設工作座

談会」において、「特に世界経済が持続的に低迷する状況下で」、中国の「巨大な生産能力と建設能力を海外に進出させる」ことに言及した⁸。

次に、「一帯一路」構想は中国の地域発展戦略としての側面も有する。2014年12月の中央経済工作会議で、「一帯一路」構想が京津冀（北京・天津・河北省）協同発展や長江経済ベルトと並ぶ中国の地域発展の3大戦略に位置付けられ⁹、第13期5カ年計画にも組み込まれた。また、「一帯一路」の整備を通じて中国は、構想の沿線に所在する国や地域との幅広い連結性を強化する姿勢をみせている。2015年3月の全体構想では、インフラの連結性を強化することが「一帯一路」建設の優先分野とされている¹⁰。実は全体構想の草案では連結性強化の対象は道路に限定されていたが、最終的には道路や交通だけではなく、通信やエネルギーを含むインフラ分野における包括的な連結性へとその強化対象が拡大されたとされる¹¹。連結性強化にはインフラだけでなく協力重点項目の1つとして資金の相互融通が挙げられているが、実はこれも草案段階では貨幣の相互流通にとどまっていた。やはり検討の結果、貨幣だけではなく、借款、投資、融資などを含む多面的な金融ネットワークの強化に対象が拡大されたのである。

このように中国が沿線国との連結性の強化を図るのであれば、その連結の中心たる中国自身のインフラ整備や効率的な制度設計も不可欠となる。特に陸上のシルクロード経済ベルトの建設を進めるためには、内陸部や西部におけるインフラ整備が進まなければならない。実際、先述の一帯一路建設工作座談会において習近平総書記は、「『一帯一路』建設と京津冀協同発展や長江経済ベルト発展などの国家戦略の接合を強化し、『西部開発』、『東北振興』、『中部崛起』というこれまで遅れてきた地域の発展戦略や、東部の率先発展および沿岸部の開発・開放と結合させて、全方位開放の形成と東中西部が連動して発展する局面をもたらす」ことを求めている。

「一帯一路」構想の3つ目の側面は、外交政策としての側面である。陸上のシルクロード経済ベルトにせよ、海上シルクロードにせよ、それ

らはもともと外交部内で議論されていたものであったという¹²。中国外交部欧亜局は2000年代初めから、中国と周辺諸国が上海協力機構(SCO)をプラットフォームとして現在の陸上シルクロードの原型となるイニシアティブをまとめることを議論していたという。その間中国とASEANとの間でも協力関係が進展し、「中国・ASEAN 運命共同体」や「21世紀における海上シルクロード」という考え方が外交部アジア局内で構想されていったという。つまり、このような外交部の構想が指導部によって採用され、2013年に2つのシルクロード構想として国際社会に示されたというのである。その後、同年10月に中央政治局常務委員7名全員が参加して開かれた中央周辺外交工作座談会や2014年11月末に習近平政権下で初めての中央外事工作会議で習近平総書記が「積極的に『一帯一路』建設を進める」と言及したことで、「一帯一路」が習近平政権の外交目標の1つとなったのである。

(3) 「一帯一路」構想の具体化を図る習近平政権

2014年以降、中国指導部や外交当局は、「一帯一路」構想に係る周辺諸国とのコンセンサスの形成を着実に進めている。中国政府は2014年11月、東南アジアと中央アジア8カ国の元首を北京に招き、「連結性を強化するパートナーシップ対話会」を開催した。この会合で習近平国家主席は、「一帯一路」構想がすでに実務協力の段階に入っていると述べ、それを深化させるために、①中国が隣国に対して公共財を提供していくこと、②陸上・海上双方で経済協力を進めること、③交通インフラの面で協力を進めること、④「一帯一路」の沿線国の建設需要に応えるために中国が400億ドルを出資してシルクロード基金を設置すること、⑤文化交流や人的往来など人文交流を推進すること、の5点を提案した¹³。そして、王毅・外交部長は2015年の中国外交を、「一帯一路」構想を全面的に推進するように計画し¹⁴、実行した。

中国共産党中央党校の趙磊教授によれば、2016年は「一帯一路」構想の重点が明らかになった年であったという¹⁵。その1つとして、習近平

国家主席が中・東欧および中央アジアを訪問したことが挙げられる。これらの地域は、中国と西欧という先進経済地域をつなぐ地理的に重要な地域であると同時に、中国との関係において多国間制度を兼ね備えている地域である¹⁶。後者に関しては、中央アジアには中国が主導して2001年に成立させたSCOが、そして中・東欧との間には、2012年に中国が提案して立ち上げられた中・東欧16カ国との協力枠組み「16+1」が存在する。16+1は中国による中・東欧諸国への投資の促進という目的から立ち上げられたものであったが、近年はインフラ建設や貿易関係も発展しつつあり、中国では「一帯一路」構想の具体的なモデルといわれるようになってきている。6月に習近平国家主席が訪問したハンガリーはこの協力枠組みで経済規模の比較的大きな国家であるとともに、当該地域で唯一、AIIBに参加している国でもある¹⁷。

「一帯一路」構想をめぐる一連の動きは次のように解釈できるだろう。つまり中国は、①国内の経済政策の重要課題である過剰生産能力の調整手段として、製品輸出市場の拡大だけでなく輸出経路のインフラ整備需要を増大させるとともに、②関係国との金融ネットワーク構築や人文交流の推進を通じてより包括的な関係の構築や連結性の強化を図っている。そして③そのための交渉や調整の窓口として既存の制度を最大限に活用するとともに、④関係強化の対象には国境を接する近隣諸国・地域を超えて、グローバルに拡大しつつある。

実際中国は、自らが提唱した「一帯一路」構想が成果を収めつつあり、各地域との協力進展にも寄与していると認識している。中国によれば、2016年6月までに70カ国余りの国家と国際組織が「一帯一路」構想に参加しており、中国はさらに30カ国余りの国と「一帯一路」構想に係る合意文書に署名したという。また、20カ国とはすでに生産能力に関する合意文書に署名し、「一帯一路」沿線国の17カ国と共同で46カ所の域外協力区を構築したともいう。これら成果の具体的な数値として、中国企業の直接投資額が累計で140億ドルを超えたほか、「一帯一路」構想に参加する国との2国間貿易総額が2015年には1兆ドルを突破し、

中国の貿易総額の25%を占めている。「一帯一路」構想参加国からの対中投資も82億ドルとなっている¹⁸。

ここで注目されるのは、中国が主導して成立させたAIIBの機能である。ウズベキスタンで講演した習近平国家主席は、「一帯一路」構想の成果を説明する中で、AIIBやシルクロード基金を代表とする国際金融協力が深化したと指摘した。AIIBは、2015年12月に発足した後の2016年6月の理事会で、最初の投資案件としてアジアでの4事業に対して総額5億900万ドルを融資することを決定した¹⁹。そこで注目されたのは、バングラデシュでの送電網の改良・拡張プロジェクト以外の3案件が、アジア開発銀行（ADB）や世界銀行などの他の国際金融機関との協調融資となったことである。さらに9月末にもAIIBは2件総額320億ドルの融資を決定し、これも協調融資となった²⁰。つまりAIIBは、その事業開始にあたって既存の国際金融メカニズムと協調するアプローチをとったのである。AIIBが「一帯一路」建設をどの程度直接支えていくのかは不明であるが、2016年1月に開かれた最初の理事会では、インフラ建設に資金を提供して中国の「一帯一路」構想の実現を促すものとしてAIIBを位置付ける見解も示された²¹。中国は「一帯一路」構想と関連したAIIBの運営を通じて、国際金融の分野においてもその存在感を確実に大きくしつつあるように思われる。

2016年、中国がグローバル・ガバナンスの強化と変革における主導権確保を目指す上で特に重視したのが、9月に杭州で開かれた主要20カ国・地域（G20）首脳会議であった。これまでも中国は、グローバル・ガバナンスの変革過程で自国を含む新興国や発展途上国の代表性や発言権を高めることを追求しており²²、この観点からG20という枠組みを一貫して重視してきた。これらの成果を踏まえ中国は、世界経済の見通しに対する下方リスクが存在する状況で開かれた杭州G20首脳会議において世界経済の成長とガバナンス体制の変革という2方面でのコンセンサス形成を目指した。

前者についてG20首脳会議は、金融・財政政策、構造改革のすべて

の政策手段を個別にまた総合的に用いる決意を表明し、最新のマクロ経済政策・構造政策が盛り込まれた「杭州アクションプラン」を採択したほか、構造改革とともに、イノベーション・新産業革命・デジタル経済などを扱った「革新的成長のためのブループリント」を策定した。後者につ

いても、G20が「長期的なガバナンス・メカニズムに転換していかなければならない」と習近平国家主席は述べ、コンセンサスの形成を図った。

しかし、中国指導部からみて、特に後者の成果は十分ではなかったようである。G20首脳会議後の9月末、党中央政治局はグローバル・ガバナンスの変革についての集団学習を開催した。その中で習近平総書記は、G20首脳会議が「創造性、牽引性、メカニズム性のある一連の成果を収めた」と述べる一方、グローバル・ガバナンスの変革については次のように強調した²³。つまり、「グローバル・ガバナンスの枠組みは国際的なパワー・バランスで決まり、その変革は国際的なパワー・バランスの変化によるものである。われわれは経済発展を中心とし、力を集中して自らのことを行い、国際的に発言し行動する実力を高めなければならない」という決意である。このことから、グローバル・ガバナンスの変革の面で中国がまだ主導権を確保できておらず、さらに努力が必要であることを習近平総書記が認めているといえるであろう。

2 強硬と協調が併存するアジア太平洋外交

(1) 米国への強硬な対応

2016年のアジア太平洋地域における中国外交において注目された事象は、同年7月12日にフィリピンによる付託に基づいて仲裁裁判所が示した判断をめぐる動向であろう。しかし、これを単なる米中対立の視点でとらえるのは皮相的である。前節で述べたように中国は、グローバル外交の主軸としての地位を「一帯一路」構想に付与した。そして今回の係争地域である南シナ海は「一帯一路」の海上シルクロードの要所である。

さて、中国は、仲裁裁判所の判断をめぐってフィリピンではなく米国への反発を強めた。この判断では「九段線」をはじめとする南シナ海における自らの主張のほとんどを否定された。中国は厳しく反発し、同判断を「受け入れず、承認しない」立場を声明や白書を通じて主張した。米中関係の文脈で興味深いのは、「仲裁裁判が徹頭徹尾法律の皮をかぶった政治的茶番である」とした12日の外交部長談話である²⁴。さらに談話は「フィリピンの前政権は域外勢力に操られて、当事者の同意を経ることなく」、「仲裁案を一方向的に提起した」と指摘した。7月14日に中国中央電視台のインタビューを受けた楊潔篪國務委員も次のように同様の見解を示した²⁵。「ある国家が仲裁裁判を利用して中国の南シナ海における主権や権益を否定しようとし、ひいては、徒党を組んで中国を国際社会で孤立させ、その顔に泥を塗ろうとし、中国の平和発展を牽制している」。これらの中では、特定の国が名指しされてはいなかったが、それが米国を意味することは明らかであった。

中国政府が批判の対象を米国に向けた理由は、第1に米国に対する厳しい国内世論を意識したからであろう。南シナ海問題への国民の関心は高く、『環球時報』傘下の環球世論調査センターが実施した世論調査によれば、9割近くの回答者が南シナ海問題への関心を示した²⁶。この世論調査によると、仲裁裁判を「米国が背後で主導しており、地域の平和と安定にとって厳しい脅威となっている」「南シナ海における中国の領

表 3-1 中国における南シナ海問題に関する世論調査の結果

| 米国はなぜ南シナ海問題で圧力をかけ続けるのか | |
|--|-------|
| 依然として覇権主義であるから | 70.1% |
| 中国の平和的台頭を阻止するため | 66.3% |
| いわゆる「アジア太平洋リバランス」を口実としている | 64.3% |
| 個別の ASEAN 国家が米国の助けを借りて中国とバランスを取ろうとしているから | 59.7% |

(出所)「環球輿論調査——近九成受訪民衆支持政府仲裁案立場」『環球時報』2016年7月11日から執筆者作成。

土主権や海洋権益を侵している」と認識する回答は6割を超えたという。また、中国政府が仲裁裁判に「参加せず、受け入れず、承認しない」との態度をとってきたことを支持する回答は88.1%に上った。

第2の理由は、後述するように逆説的ではあるが、仲裁裁判所の判断前から中国政府はフィリピンやベトナムといった係争国との関係の安定化を図っていたことである。中国は判断後も、2国間関係の安定化を優先して、フィリピンへの批判を高めたり、直接の圧力をかけたりすることはなかった。白書などでフィリピンがとってきた争いを複雑化させる行動を指摘するにとどめた²⁷。つまり中国は、米国にあえて強い態度を示すことで係争国との争いが表面に出ないようにしたと考えられる。

実際、7月18日に訪中したジェームズ・リチャードソン米海軍作戦部長と会見した呉勝利海軍司令員は、「われわれが領土主権で譲歩すると思うべきではない。われわれはいかなる軍事的な挑発も恐れない」と述べた上で、南シナ海における人工島建設についても言及した。「いかに圧力をかけられようとも、中国は計画に沿って島の建設を完成させる。どの程度防御施設を設置するのかは、われわれが受ける脅威の程度によって決まる」と主張した²⁸。仲裁判断直前には、南海艦隊、東海艦隊、北海艦隊による3艦隊合同の対抗演習が南シナ海のパラセル諸島付近の海空域で実施された。この演習は定例の年次訓練活動の1つとされたが²⁹、演習を指導した呉勝利海軍司令員は「南シナ海の特異な情勢下

で実施された重要な演習」と述べたのであった³⁰。また、海軍軍事学術研究所の張軍社・研究員は「中国の主権と安全を侵犯することを企んでいる外部勢力に対して、演習は威嚇となるだろう」と言い、中国メディアの一部はこうした発言を紹介しつつ、演習は南シナ海をめぐる大国間のゲームへの「軍事的な準備」であるとともに、「ある種の意思表示」であると評価した³¹。南シナ海における領有権問題に米国が介入することへの警戒感を中国は高めており、米中間の対立的側面をあえて強調している様子がうかがえる。

(2) 東シナ海における日本への圧力

2016年の日中関係は引き続き南シナ海問題が論点の1つとなった。日本は南シナ海や東シナ海における中国の動向への懸念を背景に、「力を背景とした現状変更への反対」や「紛争の平和的解決」について国際社会におけるコンセンサスの形成に積極的に動いた³²。

日本が議長国となって4月に広島で開かれた主要7カ国(G7)外相会合は、海洋安全保障に関するG7外相声明を発出した³³。声明は「我々は、東シナ海及び南シナ海における状況を懸念するとともに、紛争の平和的管理および解決の根本的な重要性を強調する」と指摘した上で、次のように海洋における中国の動向を牽制した。「我々は、現状を変更し緊張を高め得るあらゆる威嚇的、威圧的又は挑発的な一方的行動に対し、強い反対を表明するとともに、すべての国に対し、大規模なものを含む埋立て、拠点構築及びその軍事目的での利用といった行動を自制し、航行及び上空飛行の自由の原則を含む国際法に従って行動するよう要求する」。

5月の伊勢志摩での主要国首脳会合(G7サミット)でも、この地域の海洋安全保障が議論され、「国家が、国際法に基づく主張を行い、及び明確にすること、緊張を高め得る一方的な行動を自制し、自国の主張を通すために力や威圧を用いないこと並びに仲裁を含む法的手続を通じたものを含む平和的な手段による紛争解決を追求することの重要性」を

確認し「東シナ海及び南シナ海における状況を懸念し、紛争の平和的管理及び解決の根本的な重要性」を強調する首脳宣言を採択した³⁴。

中国はこうした日本が中心となった動きを強く批判した。特にG7サミットの開催期間中に、中国外交部報道官は連日コメントを発表した。5月27日の定例記者会見において、外交部報道官は「日本はG7サミットを主催して南シナ海問題を煽り立て、情勢が緊張していると大げさに言いふらしている。これは南シナ海情勢の安定に不利である」と「強烈な不満」を表明した³⁵。

ここで注目すべきは、日本が南シナ海問題に盛んに言及する動機についての中国側の説明である。中国国内では「両海連動」（東シナ海と南シナ海の連動）との観点から、日本の南シナ海問題への対応が説明されることが多い。例えば、軍関係者が『中国青年報』（2016年5月19日付）に寄せた論考は、日本は東シナ海における中国の圧力を緩和することを目的としていると指摘した。つまり、中国海警局の船艇による尖閣諸島周辺の12海里内での活動と人民解放軍の第一列島線突破が「常態化」した結果、日本の軍事的・外交的な優位性が低下していると指摘した。そのため、日本は一部の国をそそのかして中国に南シナ海問題で圧力をかけることで、東シナ海における自国に対する圧力を緩和しようとしているのだとこの論考は分析した³⁶。

中国社会科学院日本研究所の高洪所長も、「両海連動」との観点から中国の対日対応を論じた。そのポイントは「南シナ海の温度が上昇すれば、それに伴い東シナ海の温度も上がる」と説明したことである³⁷。つまり、南シナ海問題で日本が中国への圧力を強めれば、中国も東シナ海において日本に対する圧力を強めるということである。なぜなら、主権に及ぶ問題での譲歩は難しいことに加えて、歴史的な背景のため中国の対日感情が今なお厳しいからである。こうした見解が中国の指導者や政策当局にどの程度浸透しているのかは分からない。しかし、仲裁判断や南シナ海をめぐる中国の言動を併せて考えれば、中国の対日政策の決定過程でこうした議論が進んでいる可能性は否定できないであろう。

このような中国側の対応は発言だけにとどまらず、日本周辺での中国の活動にも新たな展開が見られた。6月9日午前0時50分頃、中国海軍のジャンカイI級フリゲートが尖閣諸島久場島北東の接続水域に入域し、2時間以上にわたって接続水域内を航行した³⁸。中国海軍の戦闘艦艇が尖閣諸島周辺の接続水域に入ったことが確認されたのはこれが初めてであった。同月15日には中国海軍のドンディアオ級情報収集艦が口永良部島および屋久島付近の日本の領海内を航行した後、北大東島の接続水域内を航行し、尖閣諸島南方の接続水域の外側を東西に往復航行した³⁹。中国海軍艦艇が日本の領海に入ったことが確認されたのは2004年11月に原子力潜水艦が沖縄県石垣島周辺に侵入して以来12年ぶりであった。

8月には、尖閣諸島周辺の接続水域や領海に入る中国公船の数が急増した。8日には過去最多となる15隻の中国公船が接続水域内で同時に確認され、8月だけで接続水域に入域した公船は延べ147隻となった。また、7～9日には3日間連続で中国公船が延べ25回日本の領海に入り、8月だけで延べ23隻が領海侵入した⁴⁰。同時に、300隻ともいわれる中国漁船が接続水域内で操業した。軍艦にせよ、政府公船にせよ、これまではない動きを中国側はとったのである。

中国国内においても新たな動きが現れた。8月2日、最高人民法院は「我が国の管轄海域で発生した関連案件の審理に係る若干の問題に関する規定」を公布し即日施行した⁴¹。これは、中国の領海に侵入した場合や「管轄水域」（内水、領海、接続水域、大陸棚など）で違法行為を行っ

た場合に刑事責任を追及できるとする新たな司法解釈である。また、同規定に関する最高人民法院の責任者は「尖閣諸島、スカボロー礁、パラセル諸島、スプラトリー諸島およびその付近



ドンディアオ級情報収集艦（855）
（写真提供：防衛省）

の海域に対する人民法院の司法管轄はこれまで途切れたことはない」と述べた⁴²。

このような中国の日本への挑発的ともいえる対応は、前述した南シナ海をめぐる米国との対立構図を強調する動きに連動している可能性が大きい。ただし、実際の中国の動向から、尖閣諸島をめぐるこれまでの主権主張の強化に加えて、中国自身による尖閣諸島の実効支配に向けた取り組みを実行する段階に入った可能性もある。

(3) 加速する東南アジアへの経済外交

中国は米国や日本との対立構図を強調する一方で、ASEAN 諸国に対しては、実務協力の深化を強調し経済関係の強化に動いた。2015年3月に中国政府が公表した「一帯一路」構想では、「21世紀海上シルクロード」(一路)として、中国沿岸部から南シナ海、インド洋を経て欧州につながるルートと沿岸部から南シナ海を経て南太平洋につながるルートの経済発展を促すことを明らかにしていた。いずれの一路でも南シナ海や東南アジアが重要な位置を占め、2国間関係だけではなく、ASEAN10+1や大メコン圏(GMS)といった既存の多国間枠組みを積極的に活用するとした。

2016年3月には、海南島で開かれたボアオ・アジアフォーラムの開催期間中に、中国はメコン川流域5カ国(タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)との間で初めての首脳会議を開いた。首脳会議後、政治・安全保障、経済と持続的発展、社会・人的交流という3分野26項目での協力を示した共同宣言が発表され、サブリージョンにおける協力を具体化させることによって、中国・ASEAN関係を発展させるという方向性が確認された。この瀾滄江(メコン川上流の中国領域内の呼称)・メコン川協力における中国の支援規模は大きい。首脳会議において李克強総理は、流域開発のために100億ドル規模の融資を行うことを表明したほか、AIIBやシルクロード基金などを通じてメコン川流域のインフラ建設を支援すると述べた。また貧困削減のために、2015年

に中国が設置した南南協力援助基金をメコン川流域国へ優先的に利用するほか、新たにメコン協力専門の基金を立ち上げ、中小規模のプロジェクトに今後5年で3億ドルを提供することも李克強総理は表明した。

こうしたサブリージョン協力に、中国は重層的な外交上の効果を期待しているといつてよい。第1に、実務協力を進めて当該地域の経済発展をより具体的に促し、それによって中国・ASEAN 関係全体の発展につながることである⁴³。第2には、ASEAN との関係発展の結果、南シナ海問題を中国・ASEAN 関係の中で相対化することである。もちろん、瀾滄江・メコン川協力などの個別のサブリージョン協力と南シナ海問題に直接の関連があるわけではない。しかし、サブリージョン協力や機能的協力を進めることで地域における政治・安全保障面での信頼関係や協力の強化につながり、長期的には南シナ海問題の解決にとってもプラスの効果があると主張する中国国内の論者は少なくない⁴⁴。

中国は係争国それぞれとの外交関係の安定化に動いた。フィリピンでは2016年6月にロドリゴ・ドゥテルテ新大統領が就任したが、中国はドゥテルテ氏が大統領に当選した直後から関係改善のメッセージを送った。5月10日、中国外交部報道官は「フィリピンの新政府が中国側と同じ方向を向いて歩むことを希望し、食い違いを上手く処理し、中国とフィリピンの関係は健康的に発展する軌道に戻していく」と述べた⁴⁵。習近平国家主席は5月30日に当選の祝電、6月30日の大統領就任日にも祝電をそれぞれ送った。

2013年1月にフィリピンが付託した仲裁裁判所による判断が近づく中で、6月には、「フィリピンの一方的な行動に断固として反対し、仲裁を受け入れず参加しないとの立場を堅持する」との中国政府の立場を示した外交部声明を発表した⁴⁶。しかし、この声明は「2国間協議を通じて南シナ海における両国間の係争を解決する」という中国の立場についても言及し、それは必ずしも批判のトーンが強いものではなかった。判断から1カ月後の8月には、香港で傅瑩・全人代外事委員会主任がフィリピンのフィデル・ラモス元大統領と面会した。この際、傅瑩主任は私

人の立場で面会したものの、ドゥテルテ大統領の特使として北京を訪問したいとしたラモス元大統領に対して歓迎する旨を伝えたとされる⁴⁷。

10月にはドゥテルテ大統領が中国を訪問し、習近平国家主席と会談したほか、李克強総理や張徳江・全人代常務委員長、張高麗副総理とそれぞれ会見した⁴⁸。いずれの会談や会見においても、南シナ海問題が主要な議題として取り上げられることはなかったが、両国は「2国間の協議を通じた領有権問題の適切な解決を求めていく」ことで一致した⁴⁹。その一方で、習近平国家主席は両国間の実務協力を進める必要性に言及し、「両国の発展戦略を全面的につなぎあわせなくてはならず、『一帯一路』の枠組みにおけるフィリピンとの協力を強化したい」と述べた。会談後、両国首脳は包括的な協力分野を明記した共同声明を発表したほか、経済貿易、投資、金融、インフラ建設などの13の協力文書に署名した⁵⁰。なお、これら合意に達した経済協力の総額は135億ドルに達するとされ⁵¹、そのうち90億ドルはフィリピンのインフラ整備への融資計画であるという⁵²。

それに先立つ2016年1月には、ベトナムで新しい指導部が発足した。中国は政党間協力、経済協力、領有権問題を含む食い違いの適切な処理の3点を重点に中越関係を発展させようとしている⁵³。政党間協力については、両党間で2020年までの協力計画が存在している。2016年にも要人交流が行われたが、党だけではなく政府や軍も含む活発なものであった。9月にはグエン・スアン・フック新首相が訪中し李克強総理と会談した。会談では中越間の全面的で戦略的な協力パートナーシップをさらに深化させることについて議論され、貿易やインフラ建設だけではなく、「外交、国防、安全および法執行の領域で交流と協力を引き続き強化する」ことも合意された。南シナ海行動規範(COC)についても、「継続して南シナ海行動宣言(DOC)を全面的かつ有効に実施することで双方は同意し、協議による一致を基礎としてCOCを早期に合意する」ことに加え、「海上における食い違いを有効にコントロールし、情勢を複雑化させ争いを拡大する行動をとらず、南シナ海の平和と安定を擁護

する」ことが共同コミュニケに書き込まれたのである⁵⁴。

このように中国は、「一帯一路」の要所に所在する域内国との間では情勢の安定化を図る外交努力を展開しているが、これは自らが主導権を確保した上で経済上の利益を得るための合理的な行動であるといえよう。しかし、そのような関係安定化に向けた地域外交の一方で、人民解放軍は南シナ海における緊張感を維持した。7月には中央軍事委員会の范長龍副主席が南部戦区に所在する部隊を視察し、「我が国の安全が直面する複雑で厳しい情勢を深刻に認識しなければならず、軍事闘争・戦備工作を一層進め、ひとたび下令されれば、戦場に向かい打ち勝たねばならない」と訓示したと中国メディアは報じた⁵⁵。

すでに指摘したように、7月12日の仲裁裁判所による判断の前には、南海艦隊、東海艦隊、北海艦隊による3艦隊合同の対抗演習が南シナ海のパラセル諸島付近の海空域で実施されたが、9月には中露合同演習「海上協力2016」が広東省湛江の東側海域で実施された。中国海軍は駆逐艦・ルーヤンⅠおよび中国版イージス艦ともいわれる駆逐艦・ルーヤンⅡをはじめとする主力艦艇10隻を南海艦隊、東海艦隊と北海艦隊から演習に参加させたほか、J-11B戦闘機、JH-7戦闘爆撃機、警戒管制機など、19機の海軍航空機も参加した⁵⁶。注目されたことの1つは、中露両海軍から水陸両用の装備を有する陸戦隊が参加して島嶼奪還訓練も行われたことである。また、今回の演習はこれまでの中露海上合同演習の中で「実戦化、情報化、規範化のレベルが最も高い」ものであったと中国海軍の報道官は強調した⁵⁷。つまり、より実戦能力の向上を意識して、演習シナリオを「自軍」と「敵軍」で共有せずに対抗性の高い演習を中露両海軍は行ったというのである。

中国は経済協力をテコに外交面でASEAN諸国との関係の安定と発展を図る一方で、自国の主権や権益を擁護するため最終的な担保として軍事的な取り組みには変化がみられない。むしろ、より実戦的な軍事演習によって主権や権益を擁護する確固たる意思を示そうとしているようにも思われる。

3 党軍としての人民解放軍の構造改革

(1) 中央軍事委員会の機能強化

2015年秋以降、人民解放軍の機構改革が相次いで発表された。改革は中央軍事委員会を中心とする領導（強制力を有する指導）・管理体制の改革と統合作戦指揮改革を2つの重点としており、2020年を当面の目途として「情報化戦争に勝利できる」軍隊の建設が図られている。2つの重点の前提は中央軍事委員会の機能強化であり、「中央軍事委員会—各軍種—部隊」の領導・管理体系と「中央軍事委員会—各戦区—部隊」の作戦・指揮体系の構築が目指されている。

改革の1年目にあたる2016年は、中央軍事委員会の機能強化に進展がみられた。まず、全軍に対する領導機関と位置付けられてきた4総部（総参謀部、総政治部、総後勤部、総装備部）の解体や地域的な領導機関といわれてきた7大軍区の廃止など⁵⁸、人民解放軍の機構そのものにメスが入った。

それまでの4総部体制については、これを解体してそれぞれの職能を15の部門に再編成した上で中央軍事委員会に組み込んだ。新たな体制は、1庁（中央軍事委員会弁公庁）、6部（中央軍事委員会統合参謀部、中央軍事委員会政治工作部、中央軍事委員会後勤保障部、中央軍事委員会装備発展部、中央軍事委員会訓練管理部、中央軍事委員会国防動員部）、3委員会（中央軍事委員会規律検査委員会、中央軍事委員会政法委員会、中央軍事委員会科学技術委員会）と5つの直属部門（中央軍事委員会戦略計画弁公室、中央軍事委員会改革・編制弁公室、中央軍事委員会国際軍事協力弁公室、中央軍事委員会審計署（会計監査）、中央軍事委員会機関事務管理総局）からなる。

この中央軍事委員会多部門制の導入によって、4総部、特に旧総参謀部と旧総政治部で拡大していた機能や権限が分散された。新たに設置された中央軍事委員会統合参謀部は従来の総参謀部を焼き直したものであることが軍内では強調されている⁵⁹。それまでの総参謀部に設置さ

れていた軍訓部は中央軍事委員会訓練管理部、戦略計画部は中央軍事委員会戦略計画弁公室、動員部は中央軍事委員会国防動員部、外事局は中央軍事委員会国際軍事協力弁公室となり、改革後の統合参謀部から切り離された。その結果、中央軍事委員会統合参謀部の機能は、統合作戦に関するものにかかなりの程度限定されることになった。

旧総政治部の機能や権限も縮小された。例えば、実態上総政治部が管理していた軍の規律検査委員会は、中央軍事委員会の直属機関としての位置付けを明確化し、軍隊における規律検査の独立性と機能を強化している。2016年5月には、軍隊における「党风廉政建設（党风を整え、清廉な政治を打ち立てること）と反腐败闘争の新局面を絶え間なく作り出していく」ため、中央軍事委員会規律検査委員会は他の中央軍事委員会の機関部門や各戦区へ初めて検査グループを派遣した⁶⁰。これは、軍における新たな規律検査体制が運用段階に入ったことを意味するとされる⁶¹。

軍の司法部門も中央軍事委員会の直属部門となり、旧総政治部からの独立性が高められた。確かに、改革前に軍隊内の司法監督をつかさどっていた全軍政法委員会も中央軍事委員会によって主管されていた。しかし、全軍政法委員会書記は総政治部副主任や軍規律検査委員会書記を兼ね、その業務は総政治部が担っていた⁶²。改革後の中央軍事委員会政法委員会書記には、軍事監察院院長の李曉峰中將が就き、政治工作部や規律検査委員会の職務を兼任してはいない。これらの改革を通じて、軍における規律検査や司法監督の独立性や権威性が十分ではないという問題の解決が図られている。その結果、スリム化した中央軍事委員会政治工作部の主な職能は、人的資源の開発や管理など、マクロ管理に重点が置かれることとなったという⁶³。

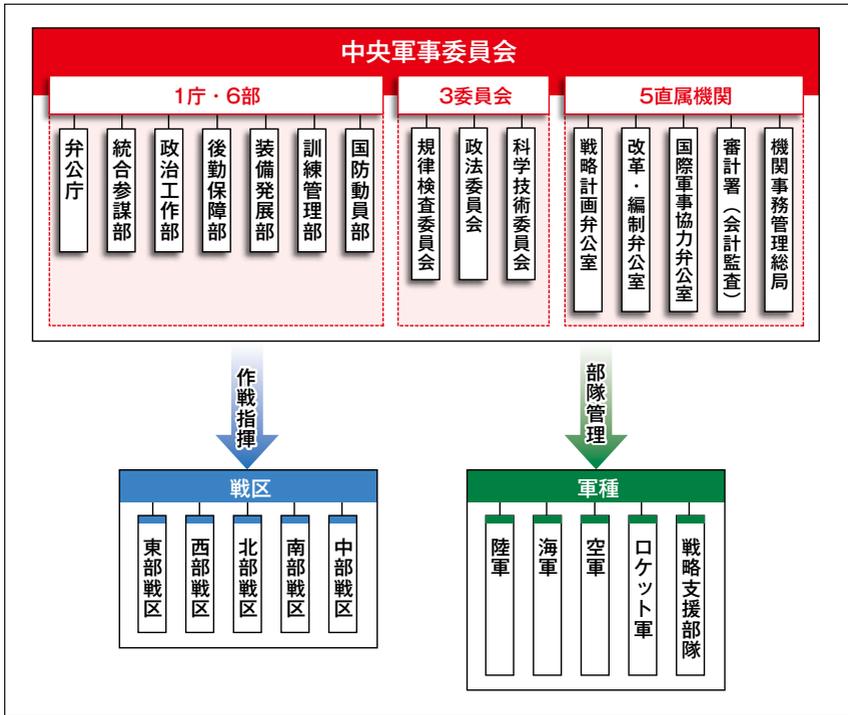
この機構改革の背景には、旧来の4総部体制がもたらした弊害への強い認識がある。『解放軍報』は、4総部に権限が過度に集中し、中央軍事委員会の多くの職能を代行した結果、中央軍事委員会の「集中した統一的指導」に影響を及ぼしている、と4総部体制を厳しく批判していた⁶⁴。新たな中央軍事委員会の15部門は機能に応じて再編された

職能部門である。2016年10月4日付の『解放軍報』は、中央軍事委員会の15部門は旧来の4総部が実態上有していた「指揮」の職能を有していないと強調している。各部門の職責リストには「領導」との文言はなく、代わって強制力を有さない「指導」、「担当」や「制定・実施」という文言でそれぞれの職責が規定されているとされる⁶⁵。すなわち、中央軍事委員会の15部門は強制力を有する指導や意思決定を担う機関ではなく、党中央、中央軍事委員会そして習近平中央軍事委員会主席によって決定された事項を実施する機関との位置付けが明確化されているのである。

こうした新たな制度設計は、中央軍事委員会、特に習近平中央軍事委員会主席の軍に対する統制力の強化につながっているといつてよい。そもそも中央軍事委員会は主席責任制を採っており、中央軍事委員会主席が軍における意思決定の権限を有してきた。さらに1993年以降、「三位一体」と呼ばれる主席責任制が定着しており、党総書記が国家主席と中央軍事委員会主席を兼ねることで党の軍に対する「絶対的な領導」の確保に努めてきた。

習近平中央軍事委員会主席は国防・軍隊改革の過程において、中央軍事委員会の役割の明確化や中央軍事委員会主席の権限強化のための制度設計を進めてきた。習近平は中央軍事委員会主席への就任直後から「中央軍事委員会工作規則」の見直しを進めた。その結果、「軍事委員会主席責任制の構築と整備を貫き徹底することに係る工作メカニズムについての意見」（2014年4月）や「新たな情勢下における法によって軍を治めること、法によって厳格に軍を治めることに関する決定」（2015年2月）などが全軍に通達された。これらは、中央軍事委員会主席が国防・軍隊建設の状況を適時に把握し、重大な軍事行動を指揮することを確保するためのものとされ、報告・指示や軍による情報提供に係るメカニズムを完備する方針を示していた⁶⁶。つまり、中央軍事委員会主席がより幅広く具体的に軍事や国防政策を領導する制度設計が進んでいたのである。

図 3-1 人民解放軍の新体制



(出所) 執筆者作成。

2016年には、こうした動きが具体化した。4月に習近平中央軍事委員会主席は他の中央軍事委員会メンバーを伴って新たに設置された中央軍事委員会統合作戦指揮センターを視察したが、その際、習近平主席には「統合作戦指揮センター総指揮」との肩書が付与されていた⁶⁷。このことについて、中国共産党中央委員会機関誌『求是』は「習主席が総指揮の身分で軍事委員会統合作戦指揮センターを自ら視察し指導し、重要講話を発表したことは、軍建設の発展史において重要な里程碑としての意義を有する」とする中央軍事委員会統合参謀部の論考を掲載した。意義は多岐にわたるが、同論考はその1つとして中央軍事委員会主席責任制に係る制度やメカニズムを確実に実行することに言及する中で、「習主

席の権威を断固として擁護する」だけでなく、「習主席の指揮に絶対に従う」と強調した⁶⁸。中央軍事委員会主席の指揮権の範囲が従来よりも拡大されているものと思われる。

(2) 初歩的段階にとどまる統合作戦指揮改革

中国における国防・軍隊改革のいま1つの重点は、統合作戦指揮の改革に置かれている⁶⁹。中央軍事委員会統合作戦指揮センターを視察した習近平中央軍事委員会主席は「統合作戦指揮センターを完備することは、国防・軍隊改革を深化させる重要な内容であり、中央軍事委員会の戦略指揮機能を強化する重要な措置である」と述べた。その上で、情報化戦争に勝利するための統合作戦指揮体系を構築すべく、次の6点を求めた⁷⁰。①戦争に勝利することを基準として、統合作戦指揮の矛盾や問題点を克服すること、②統合作戦指揮の運用メカニズムの整備、③さまざまな手段を講じて統合作戦指揮に係る人材を育成すること、④先進的な技術を開発し利用して指揮に係る手段の先進性や有効性を高めること、⑤情報化戦争に勝利するための研究を進め、先進的な作戦理論体系を構築すること、⑥改革の要求に応じた統合作戦に係る法規体系を構築すること、である。

中央軍事委員会統合参謀部によれば、中央軍事委員会の戦略指揮機能を強化するためには、統合作戦指揮改革の重点は新たに設置された戦区に置かれる。従来の7大軍区を廃して新たに設置された5つの戦区には、それぞれ戦区統合作戦指揮機構が置かれた。従来の軍区では作戦指揮と建設・管理の機能が一体化して必ずしも戦時体制とはなっておらず、その

結果「情報化戦争に勝利する」との要求に適應できなくなっていたとの認識から、改革後はこれが分離された⁷¹。各戦区は作戦指揮に集中するものと位置付けられ、戦区統合作戦指揮機構の設置によって、「平時と戦時の区別なく常に戦争に備え、統合作戦指揮所を常態的に運用して平時から戦時への転換をなくす」体制が整備された⁷²。

しかし、現状はその順調な運用からは程遠い。まず何よりも、人民解放軍は統合作戦指揮に係る人材不足に直面している。既述のとおり、習近平中央軍事委員会主席も統合作戦指揮に係る人材育成を求めたのであり、この面で「できるだけ早く大きな突破をすべき」と強調した⁷³。2016年1月1日に中央軍事委員会が全軍に公布した「国防・軍隊改革の深化に関する意見」も「新たなタイプの軍事人材を育成する」ことを改革の主要な任務に設定し、国防大学を中心とする軍の教育機関や各戦区は統合作戦指揮に係る新たな人材育成制度の構築を迫られた。2016年6月には、中央軍事委員会機関事務管理総局、戦区、各軍種および24の軍の教育機関の担当者が北京に集まり、9月から緊急の養成課程を相次いで開講することに向けた調整会議が開かれた⁷⁴。これを受けて7月には、中央軍事委員会政治工作部と中央軍事委員会訓練管理部が共同で「統合作戦指揮人材の通常を超える育成のための新たな施策」を関連機関に通知し、人材育成案の作成と各軍事院校の改革を求めた⁷⁵。

各戦区は人材育成の取り組みを急いだ。例えば、北部戦区では統合作戦指揮センターの人員すべてに対する1カ月にわたる課程が戦区成立前の1月29日に始まった。そこでは突発状況への対応が訓練され、同センターに勤務するための「資格証」が与えられた⁷⁶。2カ月目には、統合指揮センターの試験運用に向けた研究と実践を通じた作戦指揮を規範化する課程が行われた。これを踏まえて、3カ月目には指揮官が集まり、理論研究、指揮に係る技能訓練や具体的な指揮演習が行われたのである。3月には、南部戦区や西部戦区でも統合作戦人材育成のための試験が実施された。こうした試行的な取り組みの後、各戦区はそれぞれが統合作戦指揮に係る人材養成案を作成した⁷⁷。ここからい

えることの1つは、各戦区は2月1日の成立時点で戦区統合作戦指揮機構の中核たる統合作戦指揮センターの運用を開始してはいなかったということであろう。

戦区をめぐるいま1つの課題は、改革後の新機構の職責やその関係がまだまだ整理されていないことである。第1に、各戦略方面の「最高の統合作戦指揮機構」とされる戦区が有する戦区内での指揮区分が十分に整理されていないと考えられる。例えば、『解放軍報』に掲載された北部戦区における統合作戦建設に関する論考によれば、全体的な指揮と地域を分けた指揮、部隊レベルごとの指揮とレベルをまたぐ指揮、平時における指揮と戦時における指揮それぞれの権限と責任の所在について、北部戦区党委員会はこれを研究の重点としているというのである⁷⁸。

第2に、戦区と軍種との相互関係である。今回の改革によって、戦区は部隊に対する作戦・指揮、軍種が部隊建設・管理をそれぞれ担い、各戦区には陸・海・空それぞれの軍種機関が置かれた。各戦区に置かれた軍種機関は軍種それぞれの領導の下に置かれ、総隊とともに部隊管理を担うほか、戦区が担う統合訓練に対して保障を提供するとされる⁷⁹。換言すれば、各部隊は戦区と軍種双方の領導を受けるということである。『解放軍報』も、統合訓練などにおいてこうした不明瞭な相互関係やそれぞれの職責を明確化すべく、関連する軍事法規を整備しなければならない、と指摘している⁸⁰。また、劉粵軍・東部戦区司令員は、統合作戦指揮に係る情報システムの在り方に言及する中で、「戦区と部隊との間の縦の流れ」だけでなく、「戦区と軍種、戦区と各軍種部隊との間での横の接続」を向上させることが課題であるとの認識を示した⁸¹。

このようにみると、人民解放軍の機構改革はそれが極めて根本的であるが故に、中央軍事委員会の機能強化を除いて、改革の重点の1つである統合作戦指揮改革は初歩的段階にあるといえよう。統合作戦指揮を担う人材の早期育成や機構改革に伴う権限・職責関係の再構築という困難な課題に指導部は直面しており、実態では新旧のメカニズムが併存しているものと思われる。

2016年7月、中国空軍は新型ジェット輸送機Y-20の装備授与・受領式を実施し、同輸送機の運用を正式に開始した⁸²。Y-20輸送機は、2007年頃から開発が始まり、2013年1月に初飛行に成功、2014年11月の珠海航空ショーで初めて国内外にその姿が公表された。

この輸送機について、中国はその能力を公式には明らかにしていないが、各種公刊資料によれば、最大積載重量は約66トン、航続距離は約7,800kmであり、貨物の積載能力で比較すると米国のC-17輸送機（77.5トン）よりは小さく、ロシアのIL-76輸送機（48トン）よりは大きい。また、航続距離から見ると、中国周辺地域はもとより、ジブチなどアフリカ東岸へ直接無着陸飛行することも可能である。

従来から中国空軍には、ロシアから導入したIL-76のほか、Y-7やY-8といった輸送機が存在するが、いずれも積載能力や航続距離の面で制約があった。Y-20の実戦配備は、中国軍の戦力投射能力を格段に向上させるものということができる。なお、各現有輸送機の最大積載量と航続距離はそれぞれIL-76が48トン、4,400kmであり、Y-7が4.7トン、2,400km、Y-8は20トン、5,600kmである。

また、中国はY-7やY-8といった輸送機を「国産」と称しているものの、それらはAn-24やAn-12というような旧ソ連製輸送機をコピー生産したものであり、純粋な国産機とは言い難い。しかし、Y-20は、外見上はIL-76やC-17に似ているものの、エンジンを除く機体のほとんどの部分を中国が独自に開発・製造したものとされる。

今後、中国はY-20の本格的な量産を開始すると思われる。そうなれば、中国国内での各種機動訓練や海外での合同訓練参加のための兵員輸送、さらには南スーダンに展開する国連PKO部隊の交代などの用途でY-20を運用することになるだろう。

その一方で、中国は、KJ-2000早期警戒管制機はIL-76を、KJ-500早期警戒管制機などの各種特殊任務機はY-8やY-9（Y-8の改良型）をそれぞれ母体として製造しているが、今後、Y-20を母体としてそれらを製造すれば、その積載能力や航続距離を

生かした、より高性能な特殊任務機を装備に加えることができる。中国の軍事専門家は、Y-20を母体とした早期警戒機が開発されれば、諸外国の動向とも整合すると発言している（人民網、2016年10月1日）。

2019年、中国空軍は創設70周年を迎える。70周年に向けて最も注目される動向は、第5世代戦闘機とされるJ-20やJ-31戦闘機の実戦配備で

あろうが、Y-20 輸送機とその系列の各種特殊任務機の開発・配備についても、中国空軍のより高度な運用能力の向上という観点から注視すべきであろう。

(注)

- 1) 『人民日報』2016年9月29日。
- 2) 新華社、2016年1月11日。
- 3) 『人民日報』2016年6月23日。
- 4) 「推動共建絲綢之路經濟帶和二十一世紀海上絲綢之路的願景与行動」(2015年3月) 中共中央文献研究室編『十八大以来重要文献選編(中)』中央文献出版社、2016年、443頁。
- 5) 『明報(香港)』2016年3月20日。
- 6) 『21世紀經濟報道』2016年5月25日。
- 7) 『和訊網』2016年10月15日:鈕菊生、許正「建設『一帶一路』倡議的地緣經濟價值」陳学ほか主編『21世紀中国特色大国外交』世界知識出版社、2016年、360-361頁。
- 8) 『人民日報』2016年8月18日。
- 9) 『人民日報』2014年12月12日。
- 10) 「推動共建絲綢之路經濟帶和二十一世紀海上絲綢之路的願景与行動」446-447頁。
- 11) 趙可金「『一帶一路』与中国戰略意図研究」趙磊主編『「一帶一路」年度報告——从願景到行動(2016)』商務印書店、2016年、47頁。
- 12) 趙可金「『一帶一路』与中国戰略意図研究」45頁。
- 13) 習近平「聯通引導發展、夥伴聚焦合作」(2014年11月8日) 中共中央文献研究室編『十八大以来重要文献選編(中)』、211-213頁。
- 14) 『人民日報』2015年3月9日。
- 15) 『解放軍報』2016年6月26日。
- 16) 同上。
- 17) 『人民日報(海外版)』2016年6月21日。
- 18) 『人民日報』2016年6月23日。
- 19) Asian Infrastructure Investment Bank, "AIIB's Board of Directors Approves \$509 M Financing for its First 4 Projects: Power, Transport and Urban: Investments Span South, Southeast and Central Asia," June 24, 2016.
- 20) Asian Infrastructure Investment Bank, "AIIB's Board of Directors Approves Loans to Finance Energy Projects in Pakistan and Myanmar," September 29, 2016.
- 21) Asian Infrastructure Investment Bank, "Inaugural Meeting of the Board of Governors: Summary of Proceedings," Beijing, January 16-17, 2016.
- 22) 『人民日報』2016年10月17日。
- 23) 『人民日報』2016年9月29日。

- 24) 『人民日報』2016年7月13日。
- 25) 新華社、2016年7月15日。
- 26) 『環球時報』2016年7月11日。
- 27) 中華人民共和國國務院新聞辦公室『中国堅持通過談判解決中国与菲律賓在南海的有關爭議』人民出版社、2016年7月、31-42頁。
- 28) 『人民日報』2016年7月19日。
- 29) 『解放軍報』2016年7月9日。
- 30) 『人民海軍』2016年7月11日。
- 31) 『揚州晚報』2016年7月10日。
- 32) 外務省「岸田外務大臣臨時會見記録」2016年4月10日、外務省ホームページ。
- 33) “G7 Foreign Ministers’ Statement on Maritime Security,” Hiroshima, April 11, 2016.
- 34) “G7 Ise-Shima Leaders’ Declaration,” Ise-Shima, May 26-27, 2016.
- 35) 『人民日報』2016年5月28日。
- 36) 『中国青年報』2016年5月19日。
- 37) 『僑報網』2016年7月23日。
- 38) 防衛省「中国海軍艦艇の行動について」2016年6月9日、防衛省ホームページ。
- 39) 防衛省編『平成28年版防衛白書』2016年、53頁。
- 40) 海上保安庁「中国公船による尖閣諸島（接続水域入域・領海侵入）状況（H28年8月）」海上保安庁ホームページ；海上保安庁「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」海上保安庁ホームページ。
- 41) 『人民法院報』2016年8月2日。
- 42) 新華社、2016年8月2日。
- 43) 李克強「携手開創睦隣友好包容發展新局面」『人民日報』2014年12月21日。
- 44) 中国現代國際關係研究院『「一帶一路」読本』時事出版社、2015年、124-125頁；姜浩峰「瀾湄合作，同飲一江水的命運共同体」『新民週刊』2016年第13期、19頁；劉昌明、孫雲飛『「一帶一路」的國際反響与中国的應對之策』陳岳ほか主編『21世紀中国特色大国外交——角色定位与外交理論和实践創新』世界知識出版社、2016年、354頁。
- 45) 『人民日報』2016年5月11日。
- 46) 『人民日報』2016年6月9日。
- 47) 『中国新聞網』2016年8月12日。
- 48) 『人民日報』2016年10月21日；『光明日報』2016年10月21日。
- 49) 『人民日報』2016年10月21日；*The Philippine Star*, October 21, 2016.
- 50) 『人民日報』2016年10月22日。
- 51) *The Philippine Star*, October 21, 2016; 『信報（香港）』2016年10月24日。
- 52) 『中国經濟時報』2016年10月25日。
- 53) 『人民日報』2015年12月24日。

- 54) 『人民日報』2016年9月15日。
- 55) 『人民網』2016年7月21日。
- 56) 新華社、2016年9月20日。
- 57) 『新華網』2016年9月12日。
- 58) 劉岩、梁雪美編著『軍事制度——軍隊建設の基本制度』藍天出版社、2011年、27頁、103頁。
- 59) 『解放軍報』2016年2月11日。
- 60) 新華社、2016年5月5日。
- 61) 「改革強軍——人民軍隊の歴史担当」『瞭望新聞週刊』2016年第31期、12頁。
- 62) 『大公網(香港)』2015年1月21日。
- 63) 『解放軍報』2016年4月28日。
- 64) 『解放軍報』2015年11月30日。
- 65) 『解放軍報』2016年10月4日。
- 66) 袁新濤「党對軍隊的絕對領導與軍委主席負責制的形成和發展」『党的文獻』2016年第4期、112頁。
- 67) 『解放軍報』2016年4月21日。
- 68) 中央軍委聯合參謀部「加快構建具有我軍特色的聯合作戰指揮體系」『求是』2016年第16期、7頁。
- 69) 『解放軍報』2016年1月2日。
- 70) 『解放軍報』2016年4月21日。
- 71) 『解放軍報』2016年5月17日；『中國國防報』2016年9月29日。
- 72) 『解放軍報』2016年6月16日。
- 73) 『解放軍報』2016年4月21日。
- 74) 『解放軍報』2016年7月24日。
- 75) 「軍委機關部署聯合作戰指揮人材超常培養」『中國軍網』2016年7月13日。
- 76) 『解放軍報』2016年6月16日。
- 77) 『解放軍報』2016年8月15日。
- 78) 『解放軍報』2016年6月16日。
- 79) 『中國軍網』2016年2月1日。
- 80) 『解放軍報』2016年6月16日。
- 81) 八一電視、2016年3月3日。
- 82) 『解放軍報』2016年7月7日、7月8日。

第3章担当：増田雅之

